

船舶事故調査報告書

令和元年10月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成31年3月7日 06時30分ごろ
発生場所	北海道厚岸町大黒島南南東方沖 厚岸灯台から真方位166°13.9海里（M）付近 （概位 北緯42°43.4′ 東経144°56.7′）
事故の概要	漁船第五富丸は、大黒島南南東方沖で操業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	平成31年3月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五富丸、160トン 132868、金井漁業株式会社 38.36m×7.60m×4.61m、鋼 ディーゼル機関、956kW、平成6年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 30歳 四級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成27年8月20日 免状交付年月日 平成29年1月17日 免状有効期間満了日 令和2年8月19日 甲板員A 男性 50歳 海技免状等 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長、漁労長、甲板員A及び甲板員2人（以下「甲板員B」、「甲板員C」という。）ほか9人が乗り組み、平成31年3月7日00時00分ごろ大黒島南南東方沖の漁場に向けて北海道釧路市釧路港北ふ頭東側岸壁を離岸し、06時00分ごろ同漁場においてかけ回し式による沖合底びき網漁の操業を開始した。 本船は、右舷船尾部から浮標（ゴム製、長さ約2.5m、直径約1.35m）を海面に投入した後、引き綱、網、引き綱の順に魚群を囲む

ように漁具を投入してから浮標付近に向かった。(図1参照)

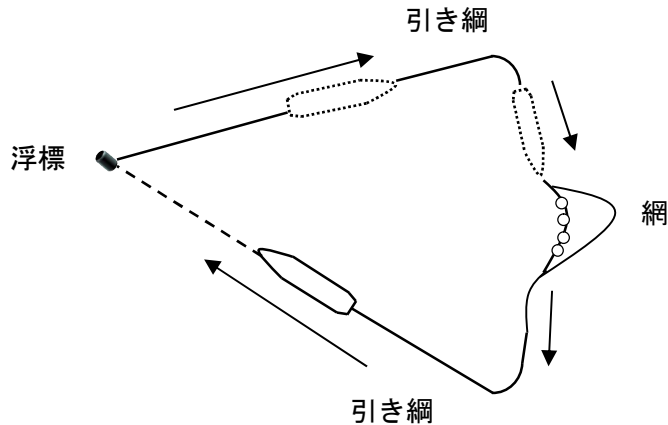


図1 かけ回し式による沖合底びき網漁の状況

本船は、船内に浮標を取り込む作業（以下「本件作業」という。）を行う目的で、船長が操船を、漁労長が操業の指揮をとり、右舷船首方の甲板上に甲板員Aが、その船首方及び船尾方に甲板員B及び甲板員Cが、それぞれ配置についた。

本船は、浮標までの距離が約300mとなったので、主機を中立運転とし、約3ノットの対地速力の行きあしで進み、浮標付近に接近した後、甲板員Aが浮標に結ばれた索に向けて投げ鉤（重さ約5～6kgの金属製）を投げ入れた。(図2参照)

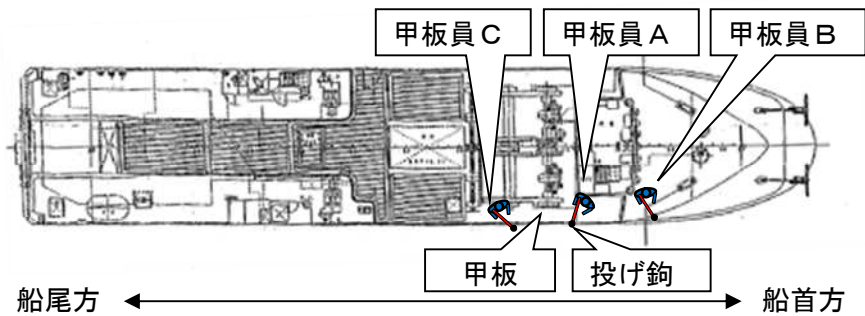
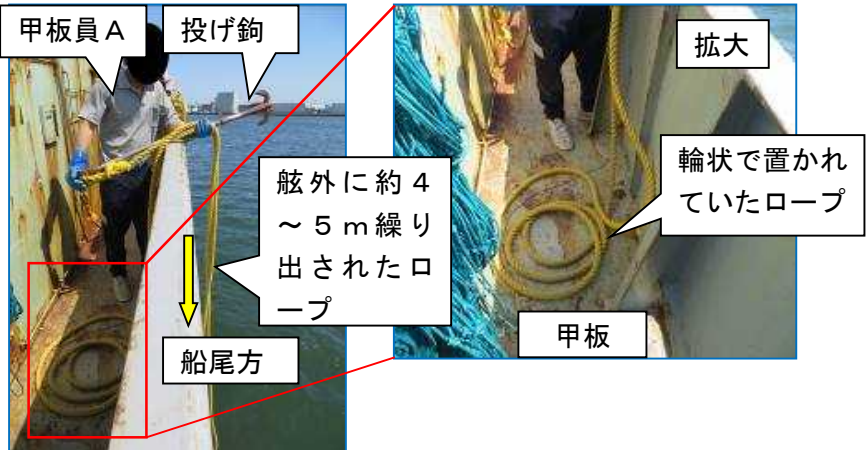
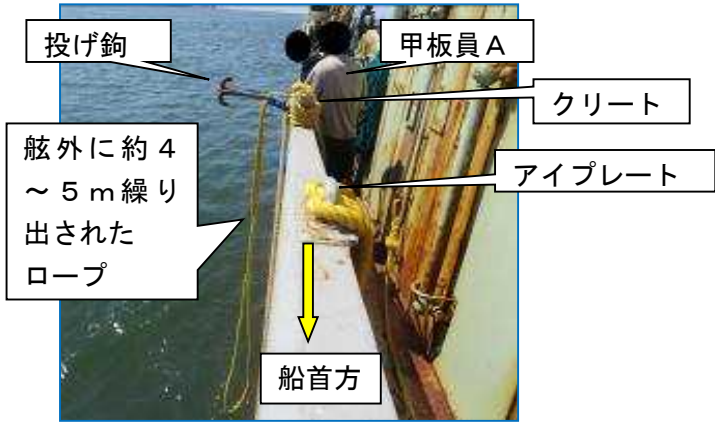


図2 本事故当時の甲板員（A、B、C）の配置状況

甲板員Aは、投げ鉤を投げた弾みで投げ鉤につながれて甲板上に輪状で置かれていた「直径約26mmで化学繊維製のロープ」（以下「本件ロープ」という。）の中に右足が入り、右足を輪の中から出そうとしたものの、投げ鉤が捉えた索に結ばれた浮標が船尾方に遠ざかるとともに本件ロープが繰り出され、06時30分ごろ、本件ロープが張って右足に絡まり、身体が舷外に引っ張られ、落水しないように右舷ブルワークの縁に掴まった。

甲板員B、甲板員C及び救助に来た乗組員3人は、甲板員Aの身体を押しさえ、本件ロープを切断して甲板員Aを船内に引き揚げた。

	<p>船長は、本事故が発生した報告を受けて漁労長に伝えた。</p> <p>船舶所有会社担当者は、漁労長から連絡を受けて救急車を要請し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、09時00分ごろ北ふ頭東側岸壁に着岸した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で市内の病院に搬送されて右腓骨骨幹部骨折及び右下腿コンパートメント症候群（筋区画圧迫による循環不全）と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件ロープは、本事故当時、舷外に約4～5m繰り出され、甲板上に輪状となって甲板員Aの右足付近に置かれた後、クリートに括り付けられてからアイプレートに結ばれていた。（写真1、写真2参照）</p>  <p>写真1は、船尾方から撮影された甲板員Aの作業の再現写真。甲板員Aは投げ鉤を操作し、舷外に約4～5m繰り出されたロープを甲板に回収している。回収されたロープは甲板に輪状（クリート）で置かれ、その後アイプレートに結ばれていた。拡大写真では、ロープがクリートに括り付けられている様子が確認できる。</p>  <p>写真2は、船首方から撮影された甲板員Aの作業の再現写真。甲板員Aは投げ鉤を操作し、舷外に約4～5m繰り出されたロープを甲板に回収している。回収されたロープは甲板に輪状（クリート）で置かれ、その後アイプレートに結ばれていた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、カップ、ヘルメット、ゴム長靴及び救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船が大黒島南南東方沖において本件作業中、甲板員Aが、浮標に結ばれた索に向かって投げ鉤を投げた際、右足が甲板上に輪状で置かれていた本件ロープの中に入ったことから、投げ鉤が浮標に結ばれた索を捉えた際、前進行きあしにより繰り出されていく本件ロープが張って右足に絡まり、舷外に引っ張られたことにより負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が大黒島南南東方沖において本件作業中、甲板員Aが、浮標に結ばれた索に向かって投げ鉤を投げた際、右足が甲板上に輪状で置かれていた本件ロープの中に入ったため、前進行きあしにより繰り出されていく本件ロープに絡まり、舷外に引っ張られたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投げ鉤を投入する作業に従事する者は、投げ鉤につないだロープを甲板上に輪状で置く際、同ロープに足を踏み入れないように、足元から離すこと。

付図1 事故発生場所概略図

